



製造業・廃棄物処理業・不動産業等向け

環境汚染賠償責任保険

AIG 損保

環境汚染による
第三者賠償や汚染浄化費用を
カバーします。

事業総合賠償責任保険 施設環境汚染特約

2022.3版

2018年1月1日以降保険始期契約用

環境汚染賠償責任保険は、
突発性の環境汚染事故に加えて、
長期にわたって拡大した汚染に起因する
第三者賠償事故や行政の命令等による
汚染浄化費用を補償します。

基本契約およびセットすることができる主なオプション契約

基本となる補償

環境汚染に起因する第三者の
身体障害・財物損壊

法令の規定により支払いを命じられた
汚染浄化費用

環境汚染により工業用水や農業用水として
地下水が使用できないなどの、損壊を伴わ
ない他人の財物の使用不能損害

弁護士費用等の争訟費用

オプション特約

基本となる補償を拡大する特約

- ・ オンサイト特約
- ・ 排出者責任担保特約 など

3つの特長

1

高額になり得る汚染浄化費用や使用不能損害を補償

第三者の身体障害や財物の滅失、汚損等のみならず、
行政からの指示・命令による汚染浄化費用や使用不能損害・漁業権侵害による損害に対応できます。

2

長期にわたって拡大した環境汚染事故も補償

一般的な賠償保険では突発性の環境汚染事故に起因する第三者の身体障害・財物損壊による損害は補償対象になりますが、長期にわたって拡大した環境汚染による損害は補償対象外です。
この保険では、このような高額な損害になり得る環境汚染についても補償対象になります。

3

グローバルネットワーク

AIG損害保険株式会社は、米国AIGのグローバルネットワークを活用し、
環境汚染賠償責任保険の海外現地証券の発行が可能です。

※英文の環境汚染賠償責任保険 (Pollution Legal Liability Insurance) による補償の提供となりますので、
ご注意ください。

CONTENTS

はじめに	01	ご契約の手順	10
基本となる補償	03	用語のご説明	11
オプション特約	07	その他のご注意	12

製造業・廃棄物処理業・不動産業等の想定事故例

施設から生じた環境汚染により、第三者に身体の障害または財物の損壊等が発生し、被保険者に対して損害賠償請求が提起された、または被保険者が行政からの命令等により、汚染浄化費用を負担することになった場合に保険金をお支払いします。

想定例①突発性の環境汚染による損害が発生

貴社工場の地上タンクが爆発。タンク内の有害物質が原因で隣接工場の従業員に健康被害が発生したほか、工場の建物等を汚損し、損害賠償請求を受けた。さらに貴社敷地内と敷地外の隣接工場の汚染浄化費用も負担することになった。



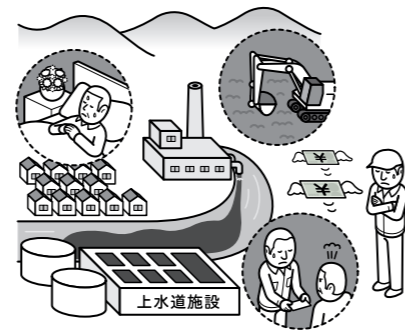
(当社比)

比較項目	一般的な賠償責任保険	環境汚染賠償責任保険
突発的な環境汚染に起因する第三者の身体障害・財物損壊(敷地内外)	○	○
突発的な環境汚染に起因する行政命令による汚染浄化費用(敷地内外)	×	○

オンサイト特約をセットした場合(P.7をご覧ください。)

想定例②徐々に拡大する環境汚染による損害が発生

貴社工場の排水処理設備から環境基準値を超過した汚染物質が流出し、敷地内外の汚染浄化費用を負担することになった。さらに、下流にある上水道施設は取水停止せざるを得ず、その営業損失について損害賠償請求を受けた。

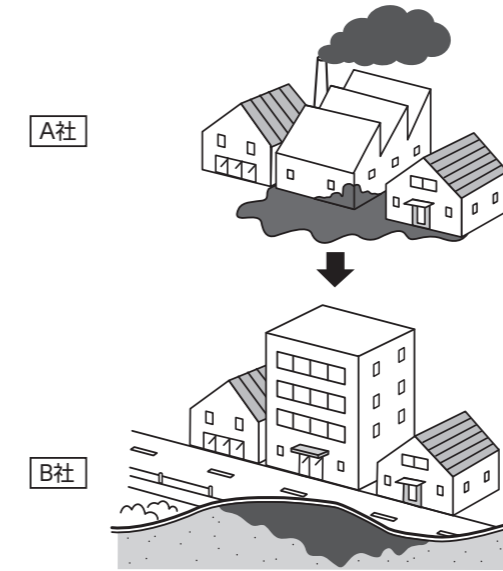


(当社比)

比較項目	一般的な賠償責任保険	環境汚染賠償責任保険
徐々に拡大する環境汚染に起因する第三者の身体障害・財物損壊(敷地内外)	×	○
徐々に拡大する環境汚染に起因する行政命令による汚染浄化費用(敷地内外)	×	○
環境汚染によって汚染された河川から取水ができないなどによる使用不能損害	×	○

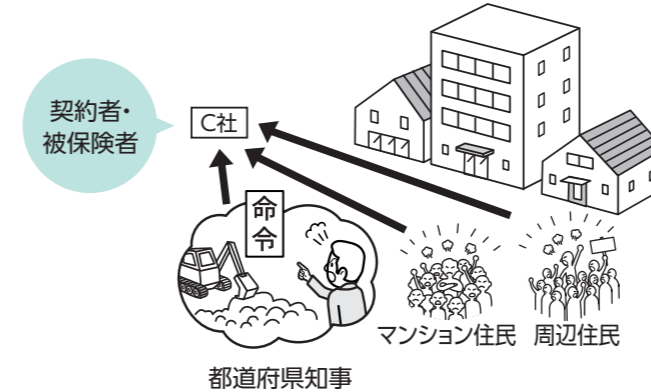
オンサイト特約をセットした場合(P.7をご覧ください。)

想定例③不動産取引において過去の汚染が原因で損害が発生



過去にA社工場が稼働していた土地。稼働時に土壌汚染が発生していたが、気づかなかった。

土壌汚染が発生していたことを知らずにB社はA社の工場跡地を購入。住居用マンションを建設して運営。



その後C社がB社の土地建物を購入。数年後、マンション住民や周辺住民から「異臭がするので、飲み水用の地下水や農業用水が汚染されている可能性がある」と自治体に通報された。調査の結果、当住居用マンションの地下で環境基準値を超過した重金属や揮発性有機化合物が発見され、自治体より汚染された土壌の浄化措置命令を受けた。また、マンション住民と周辺住民に健康被害が発生し、損害賠償請求を受けた。

(当社比)

比較項目	一般的な賠償責任保険	環境汚染賠償責任保険
過去からの環境汚染に起因する行政命令による汚染浄化費用(敷地内外)	×	○
過去からの環境汚染に起因する第三者の身体障害・財物損壊(敷地内外)	×	○

オンサイト特約をセットした場合(P.7をご覧ください。)

ただし、自らの調査による汚染の発見に起因する損害は保険金支払対象外となります。

基本となる補償

施設からの環境汚染に起因する対人・対物事故、法令の規定による汚染浄化費用に関する補償

■保険金をお支払いする主な場合

記名被保険者の事業に関連して、保険証券記載の施設から生じた日本国内で発生した環境汚染による他人の身体の障害または財物の損壊等※1について、保険期間中に提起された賠償請求※2に基づいて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(注) 遡及日の設定がある場合※3は、その遡及日以降に発生した環境汚染に対して提起された賠償請求に限り、保険金をお支払いします。

※1 財物の損壊等とは、財物の滅失、毀損、汚損もしくは使用不能または漁業権もしくは入漁権の侵害をいいます。ただし、環境汚染のため被保険者が法令(条例を含みます。以下同様とします。)の規定により汚染浄化費用の支出を命じられた場合には、財物の損壊等があったものとみなします。

※2 環境汚染のため被保険者が法令の規定により汚染浄化費用の支出を命じられた場合には、法令の規定に基づく汚染浄化命令またはこれに準ずるものの受理をもって、賠償請求がなされたものとみなします。

※3 遡及日設定特約がセットされた場合をいい、遡及日は、保険証券に記載の日とします。

■お支払いする保険金の種類

被保険者が負担する次の(1)損害賠償金および(2)費用を、保険金としてお支払いします。この場合において弊社がお支払いする保険金の額は、一賠償請求につき、次の算式により算出した額とします。ただし、保険金額をお支払いの限度とします。

算式 **お支払いする保険金の額**＝**(((1)損害賠償金+(2)費用)※-自己負担額(免責金額))×縮小支払割合**
※損害の軽減や求償権保全の義務を怠った場合は、損害の防止軽減または求償できたと認められる額を控除します。

保険金額、自己負担額(免責金額)および縮小支払割合は、保険証券に記載の額および割合とします。なお、お支払いする保険金の総額は、保険期間を通じて、すべての支払保険金を合算して保険証券に記載の保険金額を限度とします。

(1)損害賠償金

被保険者が被害者に対して支払う損害賠償金。ただし、損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除してお支払いします。

なお、環境汚染のため被保険者が法令(条例を含みます。)の規定により命じられ支出した汚染浄化費用は損害賠償金に含まれます。ただし、弊社の書面による同意を得て支出したものに限りです。

(2)費用

①損害拡大防止軽減費用

損害の拡大防止または軽減のために被保険者が支出した費用のうち、次の費用

- 身体の障害を被った者の応急手当・護送に要した費用
- 支出につきあらかじめ弊社の書面による同意を得た費用

②求償権保全費用

他人から損害賠償または求償を受けることができる場合、その権利の保全・行使に必要な手続きのために被保険者が支出した必要または有益な費用

③協力費用

弊社による賠償請求の解決に協力するために、被保険者が支出した費用

④争訟費用

損害賠償責任に関する争訟(訴訟、仲裁、調停、和解等をいいます。)について、被保険者が支出した訴訟費用、弁護士費用などの費用。ただし、弊社の書面による同意を得て支出したものに限りです。

これらの費用のうち、①損害拡大防止軽減費用、③協力費用、④争訟費用については、被保険者に法律上の損害賠償責任がないことが判明した場合においても、保険金をお支払いします。

⚠️ 保険金をお支払いできない主な場合

● 次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- 保険契約者または記名被保険者の故意
- 記名被保険者以外の被保険者の故意。ただし、保険金をお支払いできない場合は、その被保険者が被る損害に限りです。
- 保険契約者または被保険者の故意による法令違反
- 戦争、変乱、暴動、騒擾(そうじょう)または労働争議
- 地震、噴火、洪水、高潮または津波
- 原子核反応または原子核の崩壊。ただし、医学的、科学的、産業的に利用されるラジオ・アイソトープ(ウラン、トリウム、プルトニウムおよびそれらの化合物・含有物を含みません。)による場合を除きます。
- 酸性雨(雪または霧を含みます。)
- 被保険者に対してなされた差止め請求
- テロリズム行為
- 施設内の環境汚染に対する汚染浄化費用の支出(オンサイト特約をセットすることにより補償できます。) など

● 次の環境汚染または損害賠償責任によって被る損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- 次の施設または財物による環境汚染
 - 石油・天然ガス・その他の鉱物または蒸気・温水を地中から採取・採掘するための施設
 - 海洋施設
 - 被保険者が所有、使用または管理する航空機、船舶または自動車(自動車・船舶に起因する損害担保特約をセットすることにより補償できます。)
 - 被保険者の占有を離れた商品・飲食物
 - 被保険者の占有を離れ施設外にある廃棄物(排水・排気によらないもの)・その他の財物
 - 地下貯蔵タンク。ただし、保険期間開始時に撤去されている地下貯蔵タンクを除きます。
 - 被保険者が保険期間中に使用・管理しなくなった施設
- 石綿、石綿を含む製品または建築物・構築物等に塗布された鉛を含む塗料による環境汚染。ただし、これらによる環境汚染について、土壌および地下水の浄化のための汚染浄化費用は保険金のお支払い対象となります。
- 初年度契約の締結の際に、初年度契約の保険期間開始前に発生していた環境汚染(その原因となる事故を含みます。)について、被保険者のうち環境保全の責任を有する者が、賠償請求提起の可能性を知っていた場合または合理的に予見すべきだった場合における、その環境汚染または環境汚染の原因となる事故による損害賠償責任
- 保険期間開始前に提起されていた賠償請求の原因となる環境汚染と同一または関連した環境汚染によって負担する損害賠償責任
- 被保険者と他人との間の特別な約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者の役員または従業員が記名被保険者の業務に従事中に環境汚染にさらされた結果、被った身体の障害による損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用、管理する財物の滅失、毀損(きそん)、汚損または使用不能について、その財物に対し正当な権利を有する者に対する損害賠償責任
- 悪臭、騒音、振動、土地の沈下・隆起・移動または日照不良による損害賠償責任
- 不動産価格の下落による損害賠償責任
- 施設内で生じた他人の身体の障害または財物の損壊等に対する損害賠償責任(オンサイト特約をセットすることにより補償できます。) など

基本となる補償を拡大する特約

オンサイト特約

環境汚染賠償責任保険でお支払いの対象とならない対象施設(注1)内(オンサイト)で生じた他人の身体の障害・他人の財物の損壊および対象施設内(オンサイト)の汚染浄化費用を補償します。

(注1)対象施設とは、被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設をいいます。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

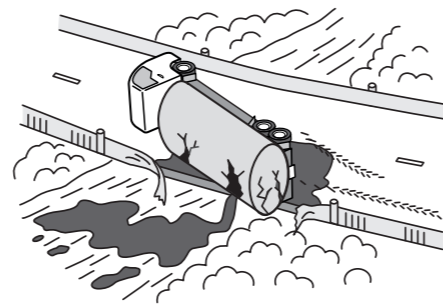
- 被保険者が環境法規で要請されていない自発的な環境汚染の調査・分析等を行ったことにより発見された環境汚染
- 保険証券記載の施設の修理、改造、取壊し等の工事に起因する土壌環境汚染
- 被保険者が保険期間中に保険証券記載の施設の用途または職作業を変更した場合、この変更した用途または職作業によって発生する環境汚染。ただし、記名被保険者が保険証券記載の施設の用途または職作業の変更について、事前に書面で弊社に申し出を行い、弊社の書面による承認を得た場合は、この規定を適用しません。

自動車・船舶に起因する損害担保特約(施設用)

被保険者が所有、使用または管理する自動車または船舶により、日本国内で発生した環境汚染に起因する他人の身体の障害または他人の財物の損壊等について、保険期間中に賠償請求が提起された場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

■ 事故例

- ① 被保険者の従業員が運転するタンクローリーが橋梁上で事故を起こして横転。タンクが損壊して積載していた液体系有害物質を含む貨物が河川に広がり、汚染浄化費用を負担することになった。
- ② 被保険者が運航する船舶が転覆し、貨物に含まれている有害物質が海に広がり、汚染浄化費用を負担することになった。



⚠ ご注意

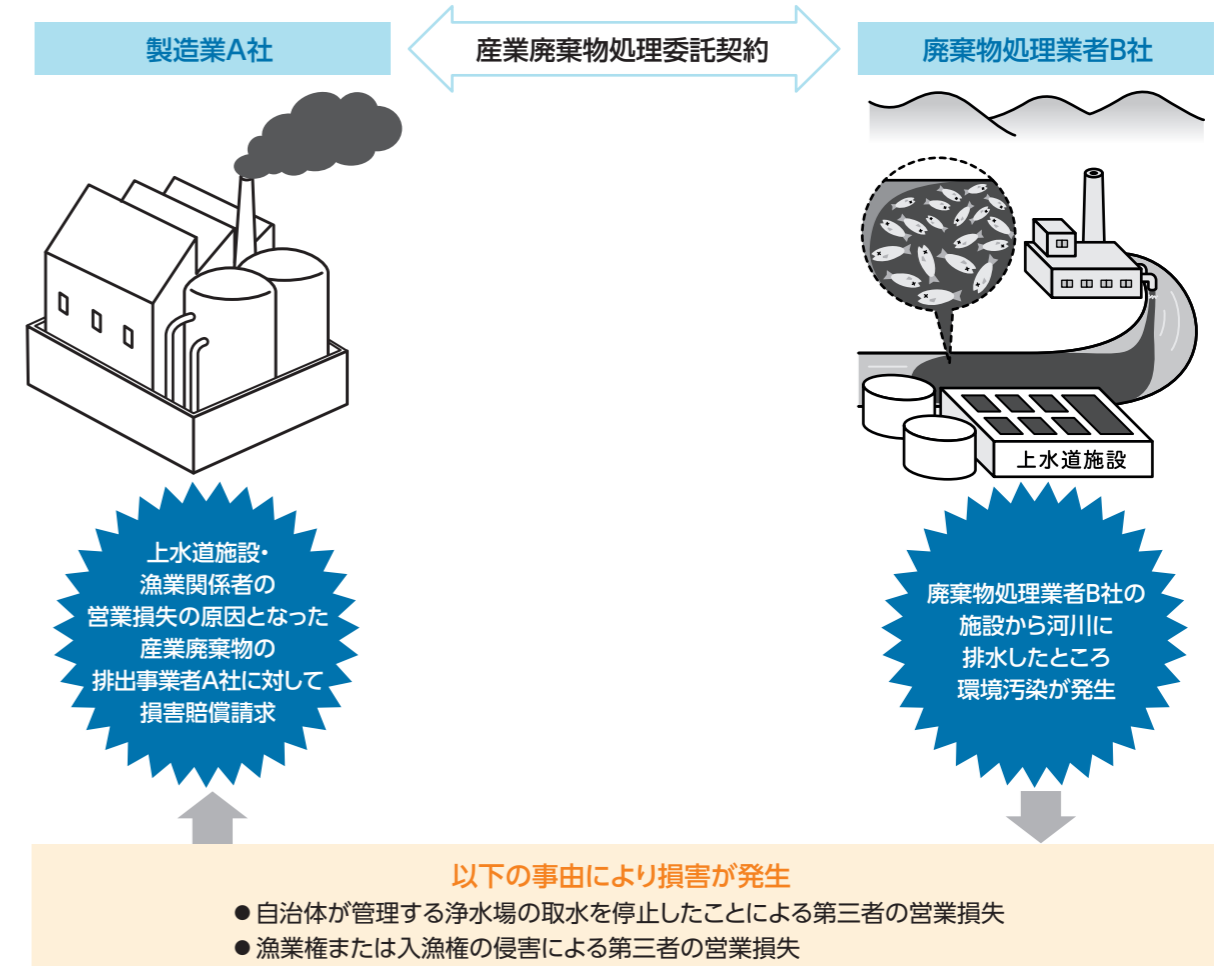
- ① 自動車保険契約や船主責任保険契約があり、被保険者が負担する汚染浄化費用などが発生した場合において、自動車保険契約や船主責任保険契約における支払いがない場合は、環境汚染賠償責任保険契約の免責金額を超過する金額について保険証券記載の保険金額を限度として保険金をお支払いします。
- ② 自動車保険契約や船主責任保険契約があり、その保険金の支払いがある場合は、この環境汚染賠償責任保険契約の免責金額か、自動車保険契約または船主責任保険契約の保険金額に免責金額を加算した額のいずれか大きい金額を超過するときに限り、その超過額に対して保険証券記載の保険金額を限度として保険金をお支払いします。

排出者責任担保特約

被保険者※1が産業廃棄物の処理を委託した処理業者(施設管理者※2)の施設※3から生じた環境汚染に起因する他人の身体の障害または他人の財物の損壊等について、保険期間中に賠償請求が提起された場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

■ 事故例

製造業A社が汚染物質を含む産業廃棄物の処理を廃棄物処理業者B社に委託した。B社は、その汚染物質が混入していることを知らされないまま、産業廃棄物を中和処理して河川に排水したため、その汚染物質が原因で河川の環境汚染が発生した。その結果、その河川の下流にある浄水場で取水を停止せざるを得ず、また下流における漁業もできなくなった。産業廃棄物の処理を委託したA社は排出事業者としての責任を負うとして、浄水場・漁業関係者の営業損失について損害賠償請求を受けた。



※1 この保険の補償を受けられる方をいい、貴社および保険証券記載の追加被保険者欄に記載された方をいいます。廃棄物処理業者(施設管理者)は被保険者に含まれませんのでご注意ください。

※2 被保険者が排出する保険証券記載の廃棄物の処理等を委託する廃棄物処理業者

※3 被保険者が排出する保険証券記載の廃棄物の処理等を委託する廃棄物処理業者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設または設備

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

この特約では次の①～④の環境汚染によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

- ① 被保険者の占有下にある廃棄物またはその他の財物に起因する環境汚染
- ② 被保険者が知っていたまたは合理的に予見すべきであった施設管理者の故意または法令違反に起因する環境汚染
- ③ 保険証券記載の廃棄物以外の汚染物質に起因する環境汚染
- ④ 被保険者または施設管理者が保険期間中に施設の使用または管理をしなくなった場合において、その施設から生じた環境汚染など

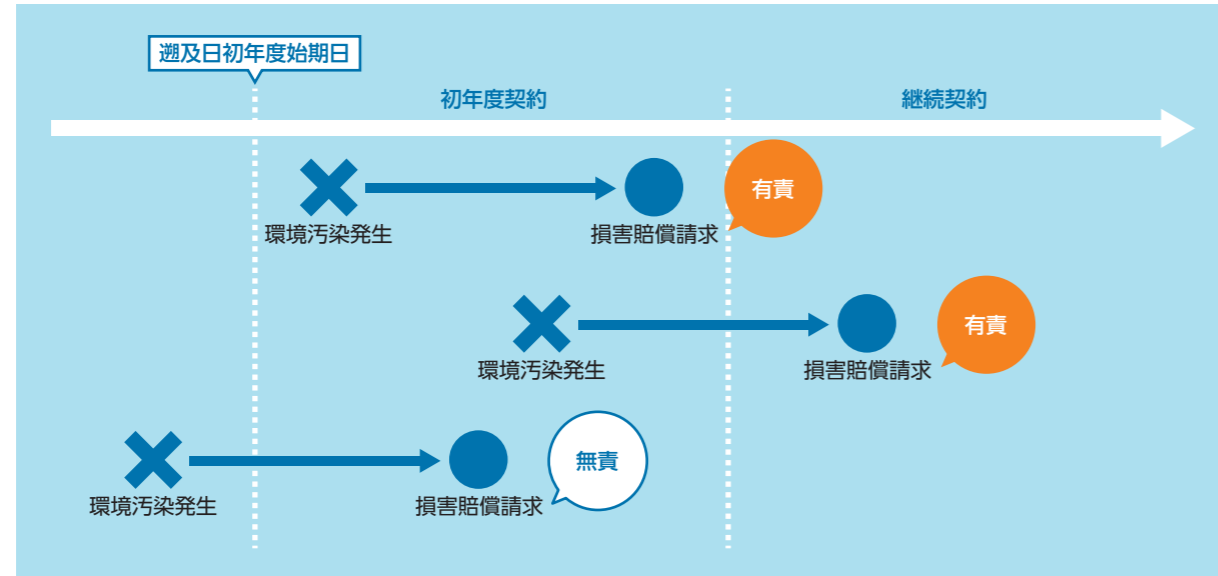
オプション特約

その他の特約

☑ 遡及日設定特約

保険証券記載の遡及日以降に開始した環境汚染に起因して保険期間中に提起された賠償請求について、被保険者が被る損害を補償します。
当特約をセットして遡及日を設定することにより、保険料を低減することが可能です。

例) 遡及日が初年度始期日の場合



ご契約の手順

ステップ① 必要書類のご提出

お見積りにあたっては、次の書類・資料をご用意ください。

必ずご提出いただく書類	必要に応じてご提出いただく書類
<input type="checkbox"/> 弊社所定の告知書 <input type="checkbox"/> 会社案内 <input type="checkbox"/> 業務内容の詳細が分かる資料	<input type="checkbox"/> 過去3年間の排水・排気に関する分析値 <input type="checkbox"/> 施設配置図 など

ステップ② お引受けの可能性がある場合、弊社からお見積りを提示

【ご注意】

内容により、追加の情報をご依頼する場合があります。
次の場合、ステップ①で環境エンジニアリングサーベイが必要と判断することがあり、その際は最終見積りのご提示までに2~3か月を要することがあります。

- 排水・排気の分析値が環境基準値を超過している場合
- ご提出いただく資料に、最新の施設状況が反映されていない場合
- その他弊社が環境エンジニアリングサーベイが必要と判断する場合

ステップ③ 保険契約の締結

※ご契約を継続いただく場合も、上記とほぼ同様の手続きが必要となります。

用語のご説明

このパンフレットで使用される用語のご説明は、以下のとおりとなります。

い	一賠償請求	賠償請求の時・場所・賠償請求者の数にかかわらず、同一のまたは関連した環境汚染に起因して提起されたすべての賠償請求をいいます。また、一賠償請求となるすべての賠償請求は、最初の賠償請求がなされた時にすべての賠償請求が提起されたものとみなします。
お	汚染浄化費用	環境汚染が発生した場合において、流出、溢出(いっしゅつ)もしくは漏出し、または排出された汚染物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、覆土処理、客土処理、密閉処理、乳化分散処理または中和処理等に要する費用をいいます。
	汚染物質	固体状、液体状、気体状のまたは熱を帯びた刺激物質・汚濁物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。
か	環境汚染	流出、溢出(いっしゅつ)もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表・土壌中、大気中または海・川・地下水等の水面・水中に存在し、かつ他人の身体の障害または他人の財物の損壊等が発生するおそれがある状態をいいます。ただし、かび、微生物、細菌等に起因するものを含まません。
き	記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載された方をいい、この保険の補償を受けられる方をいいます。
さ	財物の損壊等	財物の滅失、毀損(きそん)、汚損もしくは使用不能、または漁業権・入漁権の侵害をいいます。ただし、環境汚染のため被保険者が法令(条例を含みます。)の規定により汚染浄化費用の支出を命じられた場合には、財物の損壊等があったものとみなします。
し	施設	被保険者が所有、使用または管理する、保険証券に記載された施設をいいます。
	縮小支払割合	損害の額を縮小して保険金をお支払いする場合に適用する割合をいいます。
	身体の障害	人の身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
ひ	被保険者	この保険の補償を受けられる方をいいます。この保険では、記名被保険者(役員および従業員を含みます。)および保険証券の追加被保険者欄に記載された方となります。
ほ	保険期間	保険のご契約期間をいいます。
	保険金額	弊社がお支払いする保険金の支払限度額をいいます。

その他のご注意

■ 事故が発生した場合

事故が発生した場合は、遅滞なく、取扱代理店・扱者または弊社へご連絡ください。
弊社とご相談いただきながら、貴社ご自身で相手方と示談交渉を進めていただくことになります。
なお、被害者との間で損害賠償額等を決定(示談)する場合は、必ず事前にご連絡ください。

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ・お申し込みは